# 〇一関工業高等専門学校点検評価委員会評価対応部会規則

(平成25年3月29日制定)

### (設置)

第1条 一関工業高等専門学校点検評価委員会規則第7条第2項の規定に基づき、点検評価委員会評価対応部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

### (任務)

- 第2条 部会は、点検評価委員会(以下「委員会」という。)の指示により、次の各号に掲げる 事項を行うものとする。
  - 一 点検評価規則に定める自己点検・評価,外部評価,第三者評価に関する資料の収集及び調査検討を行い,点検及び評価に資するための基礎資料の取りまとめを行う。
  - 二 前号のほか、点検及び評価に関する対応を行う。

# (組織)

- 第3条 部会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。
  - 一 校長補佐 (評価·学校改革担当)
  - 二 評価·学校改革担当補佐
  - 三 コース長 1名
  - 四 教務主事補 1名
  - 五 学生主事補 1名
  - 六 寮務主事補 1名
  - 七 総務担当補佐 1名
  - 八 副地域共同テクノセンター長 1名
  - 九 その他校長が必要と認めた者
- 2 第三者評価受審など、必要に応じ次の各号に掲げるものを委員として追加することができる。
  - 一 教務主事補 1名
  - 二 副地域共同テクノセンター長 1名

## (任期)

- 第4条 前条第1項第一号に掲げる委員を除き委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (部会長及び副部会長)

- 第5条 部会に部会長を置き、校長補佐(評価・学校改革担当)をもって充てる。
- 2 部会に副部会長を置き、評価・学校改革担当補佐をもって充てる。

## (委員以外の出席)

第6条 部会長は、必要があると認める場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めること ができる。

### (報告)

第7条 部会長は、第2条に係る検討結果等を委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 部会の事務は、総務課及び学生課で処理する。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する
- 2 一関工業高等専門学校運営委員会評価対応部会規則(平成20年3月31日制定)は、廃止する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する

附 則(令和4年3月3日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月3日規則第23号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。